

## 特集論文：「トラウマ」への学際的アプローチ

## トラウマと少年非行

—Vulnerability に着目したソーシャルワークと更生支援—

古橋 拓也

国連アジア極東犯罪防止研修所教官

## ● 要約 ●

非行等により少年司法制度に係属する対象者を、「わるい、怖い、困った存在」ではなく、「周囲や社会の理解やサポートが必要な存在」と捉え、国際的な刑事司法や犯罪者処遇に関わる実務家としての観点から、トラウマの影響を含む少年の vulnerability (社会的な脆弱性) に着目した議論を展開する。

具体的には、①犯罪白書や各種の調査研究から分かる現状、② Vulnerability の観点から見た少年保護と更生支援の歴史的経緯、③児童の権利に関する条約や北京ルールズ (少年司法運営に関する国連最低基準規則) を始めとする国際的な規則と動向、④幼少期の逆境体験に関する研究やトラウマインフォームドケアの動きを含む研究の動向、⑤日本の少年院における、在院者の被虐待体験や個々の特性に応じた働き掛けに焦点を当てる。また、以上の点を踏まえた上で、トラウマに配慮した少年司法のモデル案を提示するとともに、この分野におけるソーシャルワークの可能性についても検討する。

● Key words : 少年非行, トラウマと幼少期の逆境体験 (ACE), vulnerability, 少年院の矯正教育と社会復帰支援, トラウマインフォームドケア

人間福祉学研究, 13 (1) : 87-110, 2020

## 1. はじめに

多くの読者や社会の人々にとって、「少年院」という言葉は独特のイメージを伴うものである。実際、少年院に収容され、更生に向けた教育を受ける少年たちは、いわゆる「わるい子」又は「怖い子」として、幼い頃から地域や学校で困った存在とみなされている場合が多い。警察、少年鑑別所、保護観察所、そして少年院等の各機関は、基本的には青少年が世話になってはいけなところとされ、ひとたび当事者としてそれらの機関に係属した少年たちは、程度の差はあるが、その後の「非行少年」という烙印付けや、少年司法手続につながった者としての大小様々な影響を受

けるのが実情といえる。もちろん、これらの経験や困難を糧に立ち直り、その後地域社会に貢献する対象者が多数存在しているのもまた事実である。

これらの実情を踏まえ、本稿は、非行少年に対する従来のイメージに一石を投じることを一つの目標とする。非行により少年司法に係属した者は、当然、自身の行為が被害者や地域社会に与えた影響や責任と向き合うべきであるが、非行歴を理由に社会から差別され、疎外された場合、それが更生への大きな壁になるとともに、再犯や再非行を防止する効果も十分期待できないことから、結果として不安定な社会を促すことにつながってしまう。

そこで本稿では、一般的に「わるい」、「怖い」

と見られがちな非行少年たちの多くが抱えている過去のトラウマやVulnerability（本稿を通じて「社会的な脆弱性」を指す）に注目する。そして、少年司法制度につながる少年の多くが、自身のみでは対処やコントロールが困難な課題を抱えている点に目を向けながら、円滑な社会復帰に向けた歩みや求められる支援について、筆者自身の少年院や保護観察所における勤務経験も踏まえて考察する。

また、トラウマと少年非行に関する現状を概観しながら、我が国の少年保護や少年司法の歴史的な背景を整理するとともに、本テーマに関連する国連の動きや海外の動向についても補足したい。その上で、対象者の抱えるトラウマに配慮した、少年司法の全プロセスを通じた働き掛けのモデルを提示する。本稿が、トラウマと少年非行の関係性を具体的に示すとともに、犯罪者処遇や更生支援に関する予備知識の有無を問わず、全ての読者と共に、困難に直面する児童や少年の健全育成について考える機会となれば幸いである。

## 2. トラウマと少年非行の現状

少年非行に関する各種統計のうち、代表的なのは警察と裁判所、そして法務省のものである。ここでは、全国の検察、少年鑑別所、少年院、保護観察所等を所管する法務省の統計から、「犯罪白書」と「少年矯正統計」を軸に、その他各種の研究結果から分かる事項も交えて、トラウマと少年非行の現状を捉えていきたい。

### 2.1. 犯罪白書から見えること

犯罪白書は、法務省（法務総合研究所）が長年蓄積を続けている公式な統計データを整理・分析した刊行物であり、毎年秋頃に、閣議決定を受けて法務総合研究所から発刊されている。犯罪や非行に関する全国的な動向のほか、関係法令の変遷、処遇の概要、犯罪被害者に関する事項に加え、近年日本政府が特に力を入れている再犯・再

非行の防止に向けた取組に関する情報も含むため、犯罪者や非行少年への具体的な働き掛けを知る上でも有用である。英語版も刊行されており、日本語版・英語版ともに、法務省の website で閲覧やダウンロードが可能となっている。ここでは、2019年版の犯罪白書から、少年保護事件及び施設入所者の数と、少年院入院者の被虐待体験等に関する調査結果を取り上げる。

#### 2.1.1. 少年保護事件と施設収容

非行のケースは、少年保護事件と呼ばれ、少年法に基づいて一連の手続がなされる。一部のごく軽微な事案等の例外を除き、事件は全て家庭裁判所に送致される。その後、家庭裁判所で必要な調査や審判等の手続が行われ、非行の内容的にも、当該少年の要保護性の観点からも、裁判官により保護処分が相当と決定された場合、少年院送致は保護処分の一つの選択肢となる。しばしば少年院と混同されがちな少年鑑別所は、その主な役割の一つが、家庭裁判所が最終的な処分を決める審判の前に、当該少年を収容し、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的な知識及び技術に基づき鑑別（アセスメント）を行うことであるため、処分が決定した少年に対して矯正教育や社会復帰支援を行う少年院とは、その目的や機能が大きく異なっている。

2019年版の犯罪白書によると、2018年に家庭裁判所が受理した少年保護事件の総数は64,869人である。そのうち、集中的なアセスメントが必要であることから少年鑑別所に収容された者は6,711人で、終局決定として少年院送致となった者は2,108人である。この統計から、家庭裁判所が受理した少年保護事件全体のうち、約1割が少年鑑別所に収容され、最終的に少年院送致となるのは、家庭裁判所が受理した件数の約3%のみ、ということが分かる。その他の少年は、保護観察処分を含む家庭裁判所の決定を受けて社会に戻る場合と、保護処分として児童福祉施設に送致される場合に大別され、ごく一部のケースが、刑事司

法手続相当の事案として検察官送致となる。

実務に即して補足すると、例えば、同じ年齢・性別の少年が2人いて、それぞれ同種の非行により家庭裁判所に送致されたとしても、その2人の非行への関与の程度、生育歴、家庭環境や保護者の状況、非行との向き合い方、被害者への姿勢（や実際の謝罪、弁済等の行動）、再非行のリスク、過去の非行歴等によって、処分に関する家庭裁判所の判断が異なる可能性は十分に考えられる。最終判断に至るまでには、家庭裁判所の調査や少年鑑別所による鑑別結果等、様々な情報が収集・整理され、非行の事実と要保護性を軸に精査される。このことから、少年院送致という保護処分が、多角的な検討を経た上での判断であり、少年院に送致される少年が、非行の内容的にも要保護性の観点からも、相当程度の考慮を要する対象であることが分かる。過去の逆境体験やトラウマを抱えること「のみ」が、少年院送致に直結することは考えにくい、少年院では、非行の背景に過去の被害体験の影響が強く認められる少年に出会うことは少なくない。

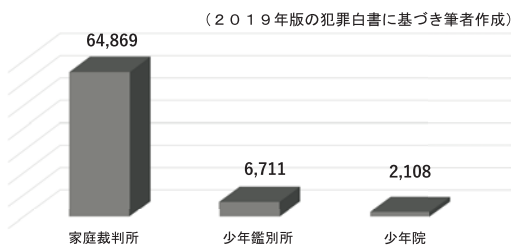


図1 家庭裁判所が受理した事件数及び施設への入所人員 (2018年)

### 2.1.2. 少年院入院者の被虐待体験

犯罪白書では、少年院入院時の調査により、少年自身の申告に基づいて把握した過去の被虐待体験の状況を掲載している。児童虐待防止法に基づき虐待の種類を4つに分け、それぞれの割合が示されているところ、3割以上(34%)の男子が被虐待体験を申告している一方、女子ではその割合が5割を超えている(51%)。なお、この調査では、

仮に被虐待体験があっても少年がそれを申告していない場合は、実態をつかめていないことに留意する必要がある。

過去に、少年院における入院時の調査(家庭裁判所や少年鑑別所からの情報を踏まえた少年院としてのアセスメント)と社会復帰支援を担当した筆者自身の経験からも、少年院送致に至る者のうち、記録の上でも、本人の発言を聞く中でも、過酷な生育環境や社会生活をくぐり抜けてきた者の割合は高い。その内容や被害の過酷さから、目の前にいる少年がこれまでの日々を生き抜き、保護処分として少年院に至っていることに驚きを感じることも少なくなかった。また、少年院における指導を受け入れることがなかなかできない少年や、被害者への謝罪の気持ちを深めることの難しい少年の中には、過去の深刻な被害体験を抱える者が一定数存在していることも、矯正教育や社会復帰支援を通じて実感したことである。

注1 虐待の定義は「児童虐待防止法」による。  
注2 ここでは、保護者以外の者による虐待や18歳以上の少年に対する虐待も含む。

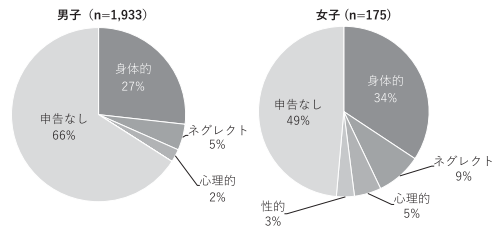


図2 少年院入院者の被虐待経験別構成比 (2018年)

### 2.2. 少年矯正統計から見えること

この統計は、各少年院や少年鑑別所において業務上入力された情報を、法務省が集計しているものであり、犯罪白書の元データにもなっていることに加え、統計年報と月報に分けて、法務省のwebsiteで情報が公開されている。犯罪白書のように用途に応じた加工はされていないが、総合的な統計データを得ることができる。ここでは、少年院在院者に関する統計のうち、本稿のテーマに関連するいくつかの情報に着目する。

### 2.2.1. 少年院入院者の非行

少年矯正統計では、少年院の入院者と出院者を対象とした様々な統計を整理しており、2018年の1年間で少年院に入院した者の主な非行名別の構成比を示したのが図3である。男女別にまとめているが、男女ともに、「窃盗」及び「傷害・暴行」が大きな割合を占めていることが分かる。また、双方に共通する点は、「詐欺」が一定程度の割合を占めていることである。詐欺による少年院送致の割合の増加は、いわゆる「オレオレ詐欺」や「架空料金請求詐欺」等の特殊詐欺が深刻な社会問題として注目されるようになってからは、特に認められる傾向といえる。そのほか、男女の違いが明確な点としては、女子に占める「薬物非行」と「ぐ犯」の割合の高さが挙げられる。なお、ぐ犯とは、「保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（犯罪白書 2019: 凡例から引用）」のケースを指しており、積極的に非行に関与するというよりはむしろ、その少年の置かれた状況が、犯罪や非行につながるおそれが高いと認められる状況を意味することが多い。

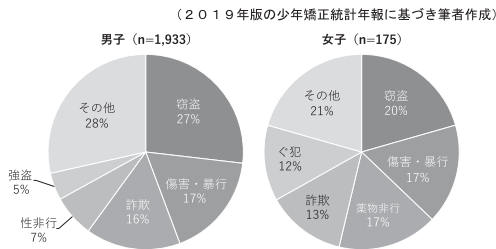


図3 少年院入院者の非行名別構成比 (2018年)

### 2.2.2. 少年院入院者の保護者の状況

非行少年の要保護性や更生支援を考える上で、外すことのできない要素の一つが保護者の存在である。少年矯正統計では、少年院入院者の性別ごとに保護者の状況をまとめており、概要は図4のとおりである。「実父母」が保護者である割合は、男子で3割強 (33.9%) であり、女子では3割を

(2019年版の少年矯正統計年報に基づき筆者作成)

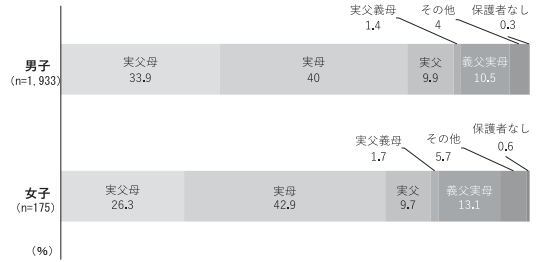


図4 少年院入院者の保護者状況別構成比 (2018年)

下回っている (26.3%)。また、「実母のみ」が保護者である少年は男女ともに約4割を占めており最も多い。この点について、2019年の犯罪白書では、5年間隔で、1989年と2013年の同種データを2018年のデータと比較しているが、「実父母」が保護者となる少年の割合は年々減少していることが分かっている。

少年院では日々様々な保護者と接するが、少年の監護者としての責任感が強く、面会や手紙のやり取りも頻繁に行い、保護者自身も変化していきこうとする場合もあれば、面会や手紙のやり取りがなく、少年院からの案内や連絡への反応がほとんどない保護者も存在する。また、保護者が過去に少年への虐待を含む不適切な養育を行っている場合もある一方、少年からの家庭内暴力により、精神的に追い込まれた状態の保護者とも出会う。極端なケースでは、保護者の金銭的な都合等により、少年が売春又はそれに類する行為を強いられ、過去にぐ犯として保護されている場合もある。少年院としては、矯正教育を受けた後に社会へと帰っていく少年たちの主な支援者となる保護者とのやり取りに力を注ぎ、ごく例外的なケースを除き、保護者と少年の関係改善を目指す。少年の社会復帰調整においても保護者は重要な存在であり、多くの場合、矯正教育を終えて出院する少年の身柄を保護者が引き取ることになる。少年矯正統計では、少年院出院者の帰る先に関する統計も公表しており、親や親族のもとに帰る者が大多数ではあるものの、保護者の生活環境が落ち着いた場合や、保護者との調整が難航した際には、



施設や雇用主のもとへと帰る少年が一定程度存在しているのが実情である。2018年のデータでは、男子の約2割、女子の約3割が、少年院から出院する際、そのまま社会内の施設等に入っており、これも、少年院在院者の要保護性の高さを示す数値の一つといえる。

## 2.3. その他

2.3.1. 矯正分野の専門誌『刑政』における論考  
矯正協会から出版されている刑政誌は、1888年に大日本監獄協会雑誌として発刊されたのを起源として、1922年以降は現在の名称で刊行され続けており、全国の矯正施設（刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所が該当）で働く職員を主な対象として、法令、処遇上の理念、最近の動向、関連する研究結果等、実務に生きる情報を多数掲載・発信している。ここでは、トラウマと少年司法（特に少年院に関するもの）に焦点を当てた記事のうち、主なものを取り上げたい。

少年院や少年鑑別所での勤務経験を持つ専門職であり、かつ法務総合研究所の研究業務にも携わった松田美智子と吉田里日は、2000年に同所が全国の少年院在院者を対象として実施した被害体験に関するアンケート調査の結果を、それぞれ論文にまとめて刑政に寄稿している。松田(2001)は、自らが研究官として関与した上記アンケート調査の概要を示しながら、そこで得られた結果を少年院の処遇に生かす方策についてまとめている。この調査は、2000年7月17日の時点で、全国の少年院に在院していた2,354人（男子2,125人、女子229人）を対象としており、このテーマに関する大規模な調査・研究としては、我が国初の試みといえるものである。松田が特に注目した結果は、対象者のうち、過去にいずれかの虐待を体験したことがある者の比率が、在院者の50.3%（男子49.6%、女子57.1%）を占めていたことであり、この割合は、前述した2019年版の犯罪白書の割合よりも高いものとなっている。一方、吉田（2002）は、同じアンケート調査の結

果を別の角度から分析しており、在院者の被害体験を、①家族からの被害のみあり、②一般被害のみあり、③両方あり、④両方なし、の4つの類型に分けて整理し、それぞれの群の特徴を分析している。吉田によると、③で示した「両方あり」の群の割合が最も高く、調査対象者の71%（男子70.7%、女子77.3%）を占めている。また、この群の特徴として、早い時期から問題行動が認められ、非行性が進んでいるとみなされる特徴を多く示しているといった分析を行っている。被害体験を有する在院者における「被害者への共感性」の問題にも触れており、他者の心の痛みに気付くための働き掛けとして、グループカウンセリングによる相互作用への期待にも言及している。

次に、少年院での長年の勤務経験を有する森伸子（2003）は、2000年に法務総合研究所が実施した上記調査に関与した経験を踏まえ、その調査結果を実際の働き掛けに生かす方法について論じるとともに、被虐待体験を有する一人の男子少年の事例を取り上げ、被虐待体験が非行へと結びつく流れを説明している。

- 「はじめのころは、なぜ殴られているのかわからず、気付かない間に自分が何か悪いことをしているから殴られるのだと思っていた。」

<悪い自己イメージの取り込み>

- 「どんなに殴られても私はなぜか母のそばにいたくて、そのためには殴られても仕方がないと思っていた。」<歪んだ依存関係>
- 「いつのころからか、母は私のことが嫌だから殴るのだ、私が何もしなくても自分の機嫌だけで殴るのだから私は単なる「おもちゃ」なんだと思った。」

<自己の「モノ」化>

- 「ある時期までは、いつか私のことも可愛がってくれるという期待があったけど、いつからかそれはなくなり、毎日やられて当たり前という感じになった。」

<無力感の増大>

- 「ある誕生日に、今まで以上にひどい暴力を受け、更に「まだ生きてるの?」という言葉投げつけられたことで、すべてが壊れた。頭の中には、「死にたい」「信じない」という言葉しか浮かばず、大人は敵で、いつか復讐してやると思った。」

<怒りの感情の爆発、信頼感の破綻>

- 「思いどおりに行かない場面はすべて暴力で解決すればいいと考えるようになり、中学入学後は、絶対にいじめられたくないとの思いから、何としても周囲が怖がる存在、つまり、不良になろうと「努力」した。」

<支配・被支配による人間関係のとらえ方及び暴力による解決の肯定>

(森, 2003: 29-30)(文中の表記は原文のとおり)

また、森の論文の後半では、処遇上の留意点として、被害体験を有する少年との信頼関係を構築することに始まり、最終的な目標として、少年に非行を自己の責任と結びつけて考えさせることに至るまでのステップを具体的に示している。

刑政誌には、矯正の分野で働く実務家のみでなく、刑事政策や犯罪者処遇に関わる研究者も論文を寄せることがある。千葉大学の羽間京子は、少年院在院者の被害体験に関する包括的な調査を、法務省矯正局の協力を得て2015年度に実施し、その調査結果を分析した上で刑政に寄稿している。同種の大規模な調査は、法務総合研究所が行った2000年以降は長年実施されていなかったことから、近年の少年院在院者の実情を知る上で貴重な研究と位置付けることができる。羽間(2017)の調査には、少年本人と保護者の同意を前提として、全国の少年院在院者410人(男子350人、女子60人)が参加し、最終的な分析対象は363人(男子306人、女子57人)である。質問項目は、①家族以外の第三者からの被害体験と、②家族からの被害体験の2つに大別され、自

記式の質問紙を用いた調査となっている。

調査結果について、家族以外の第三者からの被害体験(具体的には、いじめ、身体的暴力、性的暴力又は暴力の目撃)を有していると回答した少年は、全体の79.6%(男子78.1%、女子87.7%)を占め、過去にいずれかの被虐待体験を有すると回答した少年は、全体の60.1%(男子57.8%、女子71.9%)であった。羽間は被害状況の重複についても調査しており、家族以外の第三者からの被害体験と被虐待体験の両方を有していると回答した少年は52.9%(男子51.0%、女子63.2%)であった。また、「被虐待体験と非行の関連の認識」についても調査しており、被虐待体験が初発(最も早期に認められる)非行より後に生じた事例を除く207人について、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」のどちらかに回答した少年が53.6%で、「どちらかと言えばそう思わない」と「そう思わない」のいずれかに回答した少年が24%であった。

2000年に法務総合研究所が行った調査と比較すると、2015年までの児童虐待防止法の改正による虐待の定義の一部変更や、その他調査の詳細に関する違いがある。加えて、羽間の調査では保護者の同意を必要としたことや、調査対象少年の人数等、構造的な制約はあるとしても、この調査により、改めて少年院在院者の多くが抱える過去の被害体験の実情が明らかになったことの意味は大きい。

### 2.3.2. 法務総合研究所の「児童虐待に関する研究会」より

法務総合研究所は、2000年の少年院在院者の被害体験に関する調査・研究と並行して、外部の有識者を招いた「児童虐待に関する研究会」を全7回実施し、その内容を報告書にまとめている(法務省のwebsiteからダウンロード可能)。第4回会議では、小児精神医学を専門とする奥山眞紀子から、「子どもへの虐待が行動の問題へ発展する機序に関する考察」と題する報告がなされてお

表1 虐待による発達への影響

	ネグレクト	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待
発達への影響	愛着関係の欠乏・歪み 基本的信頼の欠乏 受容されている感覚の欠乏 万能感の欠乏 発達刺激の欠乏 構造の欠乏・歪み	外傷体験 信頼感の低下 罪悪感による自尊心の低下 愛情と暴力の混同 暴力による解決方法の学習	外傷体験 愛情と性の混同 受容できない現実 秘密を守る負担 「汚い」という自己意識 身体への過度の関心	自己否定 外傷体験 信頼感の欠乏 善悪の混乱

奥山（2001）からの引用

り、奥山（2001）はそこで、虐待の行動への影響として、被虐待体験を有する非行少年の行動特徴を描写している。

具体的には、養育者との間の適切な愛着関係が、生きる上での安全感につながり、不必要な攻撃性を抑制可能とすることや、愛着対象を求めながらも裏切られる体験が、安定した対人関係の構築を困難にすることを示すとともに、虐待に付随する善悪の判断を歪めるような教育や恐怖を与えるようなしつけが、それを受ける側の善悪の判断に影響を与え、自己の行動と賞罰が結びつかなくなるという状態をもたらす行動のメカニズムに言及している。さらに、自身が暴力を受けることで、暴力による問題解決を学習することや、本来与えられるべきものが与えられないことへの欠乏感を埋めるための過食や盗み等の行為にまで説明は及んでいる。

表1は、虐待による発達への影響について奥山がまとめたものである。男女を問わず、複数の少年院在院者にこの特徴が当てはまる現状を鑑みると、改めて、児童虐待の与える影響の大きさや、少年院を含む少年保護機関におけるトラウマに配慮した働き掛けの重要性が分かる。

### 2.3.3. 「若年者に対する刑事司法の在り方に関する勉強会」より

2022年4月から、我が国の成人年齢が18歳に引き下げられることに伴い、現在法務省では、少年法の適用年齢に関する有識者等による審議が行われている。大きな焦点は、少年法で「少年」を

定義する際の年齢の上限を、現在の20歳から18歳に引き下げるべきか否か、という部分にあり、関連する事項として、適用年齢が引下げとなった場合の変化を想定した各種の対応についても検討されている（審議の詳細は、法務省のwebsiteで確認可能）。この審議に先立ち、法務省では、2015年から2016年にかけて、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会（法務省website）」を開催しており、非行少年や犯罪者の処遇に関する多数の有識者を招いた議論を行っている。第7回では、非行少年とトラウマの関係や、脳科学や児童精神科の知見も踏まえた今後のアプローチについても議論されており、その内容は、トラウマと少年非行の関係や、今後の処遇を考える上で多くの示唆に富むものとなっている。

この回に有識者として参加した福井大学の友田明美は、脳の発達や内分泌（ホルモン）の研究から得た知見に加え、不適切な養育が児童や少年に与える影響について詳細に説明している。友田（2016）は、不適切な養育を受けた際、児童の脳内では、ドーパミンがたくさん出ることで快感を得られる領域である側坐核の機能が不調となり、報酬の感受能力が落ちることがあると述べている。そのため、気分を晴らすためにも、他の群の児童と比べると薬物乱用を2.3年早く始める傾向があることや、虐待体験を有する児童は、他者が笑っている表情をうまく理解できなくなることがあることなどを指摘している。また、不安定な環境に置かれた児童が、一時保護等で安心した環境に移った場合、時間の経過に伴ってストレスホル

モンが減少する代わりに、社会に対処する際に重要となるオキシトシンと呼ばれるホルモンが出るということについても述べている。これらを踏まえた上で、友田は、社会がとるべき対策として、幼少期の不適切な養育や、トラウマを来すような環境を減らし、早期の治療や支援を行うことを提言するとともに、トラウマに対する心理的な治療を総合的に組み込んだ更生プログラムの必要性に触れている。

次に、同じく有識者としてこの回に参加した岩手医科大学の八木淳子は、トラウマケアに長年携わっている児童精神科医としての知見と、盛岡少年刑務所における医師としての勤務経験も踏まえた問題提起を行っている。八木(2016)は、少年刑務所で多くの受刑者と接する中で、(少年刑務所の枠組みとしては、主に26歳未満の)若年受刑者の多くが、①発達特性、②アタッチメント(愛着)、そして③トラウマの影響という3つの要素を併せ持っている存在であることを認識したと述べている。また、若年受刑者の多くは、自らの過去のトラウマ体験を自覚しておらず、例として、腕にたばこの火を押し付けられた痕(いわゆる「根性焼き」と呼ばれる傷痕)が多数あっても、それ自体をつらかったこととはあまり思っていない場合があることを挙げている。さらに八木は、2006年から2013年までの間に、生育歴、発達特性、アタッチメントスタイル等のデータを集め、逆境的な体験に関する受刑者と一般大学生との比較を行っており、その結果、明らかに受刑者の方がより逆境的な体験やトラウマ体験をしていることが分かり、その差は、平均して約6倍であったという。これらの知見を踏まえ、八木は、若年犯罪者の抱えるトラウマやアタッチメントに関連する複雑な問題性に対処する上では、「単に根性が足りない、やる気がない」などということだけではなく、精神医学的なアプローチの併用が重要となることに言及している。

### 3. Vulnerability (社会的な脆弱性)の観点から見た、我が国の少年保護と更生支援

1949年に施行された現行の少年法は、制度の枠組みや関係する組織について、第二次世界大戦後のGHQ(連合国軍最高司令官総司令部を指す)の意向を大きく反映させたものであることが、関係者の間では知られている。そして、この法律に沿う形で家庭裁判所や少年鑑別所が設置され、20歳に満たない者を「少年」とする現在の少年司法制度の基盤が整えられている。

犯罪者への働き掛けに関する最も古い記録の一つは、プラトンがその著書において、罪を犯した者のうち改善可能なものを「悔悟の家」に収容すべきとしたこととされている(重松, 2001)。また、1764年に出版され、近代犯罪学や人権に配慮した犯罪者処遇へとつながる転機ともなった、『犯罪と刑罰(Dei delitti e delle pene)』を著したイタリアの法学者チェーザレ・ベッカリアの存在や、要保護性の高い児童の保護や教育の先駆者として著名なヨハン・ハインリヒ・ベスタロッチが、スイスのシュタンツで孤児たちの支援や養育に携わった18世紀末から長い年月が経過する中で、非行少年への働き掛けは、非行の原因や更生要因を探る試みを含め、世界各地で様々な実践や考察が続けられている。

我が国では、古くから幼年者に対するしつけや悪事への懲戒として「御仕置」呼ばれる措置が存在してきた。また、特定の施設における社会復帰や更生に向けた支援という意味では、江戸幕府が、1790年、現在の東京都中央区月島のすぐ近くに位置する佃島に「石川島人足寄場」を設置し、罪を犯して行き場のない人々や、罪を犯していなくても、生活に困窮し適当な働き場や住居を持たない人々を対象とした指導、支援等を行ったことが始まりとされる。記録によると、この人足寄場には、13歳を最年少として、14歳、15歳の児童も多数生活していたという(重松, 2001)。明治維新後は、1872年に監獄則、1890年に感化法、



そして1908年には監獄法が施行され、犯罪者への刑罰や非行少年への措置も、時代や法制度の変化による影響を大きく受けている。

1890年の感化法により、それまで少年に用いられていた監獄（現在でいう刑務所）の一部に代わり、少年の保護や健全育成を目的とした感化院が生まれたことで、非行少年への処遇は新たな段階を迎えている。この頃、ソーシャルワークの分野でも広く知られる留岡幸助らが、全国各地に私立の感化院を設立している。留岡は、北海道の監獄でキリスト教の教誨師であった経験を踏まえ、監獄改良運動や監獄学を修めるために渡米し、帰国後には、有志の協力を得て感化院を設立するとともに、感化事業を推進したことが特に知られている。その他の経歴としては、監獄官練習所と呼ばれる監獄職員の養成を目的とした組織の指導者も務めており、東京都の昭島市にある、全国の刑務所や少年院等で勤務する職員への研修等を行う矯正研修所の中には、日本の犯罪者・非行少年処遇に貢献した重要人物として、今でも留岡の写真が大きく掲げられている。

感化院は、現在の児童自立支援施設と少年院の原型というべきものであり、児童自立支援施設は、1933年の法改正で改められた教護院という名称を経て、児童福祉法の規定に基づき1998年から現在の名称となっており、少年院は、1923年の矯正院法、1949年の少年院法、そして2015年に新たな少年院法の施行を受けて現在に至っている。

ここまで、収容施設における非行少年への働き掛けを中心にその変遷をまとめたが、我が国では、江戸幕府による石川島人足寄場に始まり、感化院、教護院、矯正院、そして現在の児童自立支援施設や少年院に至るまで、要保護性や支援の必要性の高い対象者を収容し、必要に応じて教育や就労（訓練を含め）の機会を与えるとともに、その健全育成を図ってきたことが分かる。これらの施設で要保護性の高い少年を収容し、必要な働き掛けを行う意義については、約120年前に、留岡

によって書かれた次の言葉が端的に表している。

不良少年の多くは悪むべきものにあらずして寧ろ憐れむべきなり。彼等の多くは、幼にして父母を失ひ四方に流浪し、假令父母ありと雖、其家族紊乱して秩序なく、實に罪惡の練習所と異ならず、畢竟彼等は識らず知らずの間に不善の境遇に陥るを免れず、畢竟彼等に不良の傾向あるは全く之が為なり。或は天変地異に遇い一家離散衣食に欠き、或は流離顛沛に際し道路に彷徨し、往々悪化せらるるあり。是に豈に独り其人の罪のみならんや。抑も亦境遇の不良なるが為なり。是を以て彼等の境遇を一轉し、善良なる家庭に成長せしむることを図るは、今日の急用問題に非ずや（留岡、1901：317）（文中の表記は原文のとおりとし、本稿では1975年に刊行された『明治宗教文学集（二）』より引用）。

また、法務省の職員として長年少年院の矯正教育に携わり、後に法務省矯正局で教育課長を務めた及川昭は、1966年の『矯正研究』誌に、当時文部省からの助成を受けた研究の一環としてまとめた「少年矯正の教育理論」と題する論文を寄せ、少年にとっての非行の意味を次のように分析している。この論考では、非行の原因に関する広範な分析に加え、その行動の背景に作用する生育歴や環境の影響についても説明されており、書かれてから50年以上が経った今読み返しても、多くの気付きが得られるものである。イタリアの精神科医であるチェーザレ・ロンブローゾが19世紀に提唱して以来、犯罪学の大きな流れの一つを構成してきた生物学的な犯罪原因論を批判し、非行に至る要因として、生育歴や環境の影響に注目した部分を次に引用する。この論考は、過酷な生育歴や環境が非行少年の葛藤や問題行動と結びつく流れについて、及川自身の言葉で、教育者としての経験を踏まえて書かれたものである。

素質的犯罪者の存在についての古典的な思考は否定され例えば双生児研究の成果に見られるように人間の生育の過程における諸問題が性格の形成に重大な影響を持つことが指摘されている。(中略) 個々の人間がそれぞれの性格特徴を異にしそのあらわれとしての行動傾向を異にしているのは自然的な質的差異を差異として発達せしめた彼の成長過程における諸関係の質的差異によるものである。(中略) 非行によって問題となるのは人間性ならびに認識の歪みの状態を通しての全体的な人間性の把握と人間性の全面的な発達への洞察である。非行はある限界状況におかれた場合かれがいかなる行為を選択するのかという問題を通してかれの認識の質と量とを顕出する。(中略) 非行が人間性の限界状況における表出であるということはたえざる不安と絶望の危機の中にある日常においてかれの人間性が対峙することを要求されている埋没に対する反応の限界的な表現でありいいかえれば疎外されてゆく自己を意識することの不安の表出なのである(及川, 1966: 72) (文中の表記は原文のとおり)。

これらの論考からも分かるとおり、少年司法や更生支援に携わる実務家たちは、いわゆる非行少年の多くが、生育歴や過去の生活環境において相当な困難を抱えていることを、少年たちとの直接的なやり取りを通じて認識しており、実務上の配慮はもちろんのこと、それはしばしば調査・研究の対象とされてきた。しかし、我が国において少年自身の抱える過去のトラウマや被害体験を考慮した働き掛けに本格的に焦点が当たったのは、ここ20年ほどの動きであり、それまでの調査・研究や論考の大多数は、施設の規律秩序を維持する方法や、非行のある少年の非行性を除去(又は軽減)し、更生を促す方策について議論するものであった。

現在に至る流れができたのは、前述した2000

年の法務総合研究所による在院者の被害体験に着目した調査・研究に加え、『非行少年の加害と被害』を著した、大阪大学の藤岡淳子の影響が大きい。藤岡(2001)は、少年鑑別所や少年院で出会った多くの非行少年が抱える過去の被害体験と非行との関連に焦点を当てるとともに、被害体験が加害行為へとつながる機序を整理し、少年司法の実務家を中心に大きな影響を与えた。その後は、少年院や法務総合研究所の職員の中でも、この点を更に深めようとする複数の動きが認められ、少年院在院者を対象とした過去の被害体験等に関する具体的な調査等が行われるようになっていく。

また、このテーマが注目を集めるようになったもう一つのきっかけとしては、2000年前後の米国における研究を発端として、今では、医療・保健、子ども家庭福祉、司法等の領域を超えて世界的な動きとなっているACE(Adverse Childhood Experience: 幼少期の逆境体験)研究の影響を外すわけにはいかない。ACE研究の結果や、そこから得られた政策等への提案を受けて、最近では我が国でも、主に非行少年や若年犯罪者への働き掛けに関し、脳科学や児童精神科等の知見も交えた処遇や支援の在り方が議論され始め、矯正教育や更生支援の枠組みが大きな変化と広がりを見せている。

2018年7月には、政府の閣僚会議で「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(厚生労働省 website)」が策定され、地域社会における児童虐待防止に向けた取組の一環として、少年鑑別所が「法務少年支援センター」として行う地域援助の枠組みで、虐待を未然に防ぐために保護者への心理教育を行うことや、少年院在院者や保護観察対象者の被虐待体験等を的確に把握した上で、関係機関が連携し、適切な働き掛けをすることが明記され、現在に至っている。

## 4. 児童福祉や少年司法を取り巻く国際社会の動き

### 4.1. 国際条約や国連規則における規定

児童・少年の保護やその成長発達を保障する取組に関しては、国際社会の関心も高く、国連等における議論は国際条約や国連規則という形で明文化され、大きな影響力を有している。1989年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」はその代表的なものであり、我が国においても、国内関係法令への法的な拘束力を有すると解釈されている。この条約では、児童を18歳未満の者と定義した上で、身柄拘束の制限や児童に対する死刑又は終身刑の禁止に関する規定等、自由を奪われた児童の権利擁護に関する規定も多く盛り込まれている。また、少年司法に関連する国連規則も複数認められ、特に重要なものだけでも、1985年の北京ルールズ（少年司法運営に関する国連最低基準規則）、2015年のネルソン・マンデラ・ルールズ（国連被拘禁者処遇最低基準規則）、1990年の東京ルールズ（非拘禁措置に関する国連最低基準規則）及び2010年のバンコク・ルールズ（女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則）がある。

それぞれの国連規則について簡単に説明すると、北京ルールズは、少年司法の手續全般に焦点を当てたもので、日本の少年法に対応するものといえる。ネルソン・マンデラ・ルールズは、身柄を拘束された人々への刑事施設（刑務所と拘置所）や少年矯正施設（少年院と少年鑑別所）における処遇の在り方を定めたものである。その一方、東京ルールズは、身柄を拘束せず、犯罪者や非行少年を処遇する上での基準を定めたものである。あまり広く知られていないが、「東京」という名称は、この規則の草案が、筆者が現在所属する国連アジア極東犯罪防止研修所で取りまとめられたことに由来している。成人・少年を問わず、犯罪や非行に至った人を施設に収容することなく、いかに社会内で処分、処罰又は処遇をするのかとい

う点に主眼が置かれている。日本の更生保護制度や保護司制度からも多くのヒントを得ており、刑事司法への市民参加やボランティアとの協働についても特記されている。

最後に取り上げるバンコク・ルールズは、女性の犯罪者・非行少年に対する保健衛生やメンタルヘルスに関する特別な配慮の必要性や、刑事司法の全過程における女性特有のニーズを考慮した対応を求めるものとなっている。また、女性犯罪者を取り巻く世界の状況を踏まえ、ある意味社会的な弱者とみなすことのできる女性犯罪者はもちろんのこと、子の権利や福祉を守ることも念頭に策定されている。女性犯罪者の処遇は、国際社会では、ジェンダー平等の観点からも関心が寄せられ、バンコク・ルールズ以外の国連文書等でも、その取組を充実させることの必要性が示されている。実際、2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（いわゆるSDGs: Sustainable Developmental Goals）」においても、「ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する（ゴール5）」と掲げられている（国際連合広報センター website）。

バンコク・ルールズでは、各規程の詳細を補足説明するためのコメントリーが作成・公表されており、女性の犯罪者や非行少年が、社会内でいかに困難な状況に置かれているか、また、男性対象者と比較した際の要保護性の高さについても触れられている。具体的には、多くの女性犯罪者が、過去の被害体験に起因する影響に苦しんでいること、薬物事犯者を含め、犯罪や非行に主体的ではなく従属的に関わっている場合が多いこと、教育を受ける機会に恵まれない者も多く、社会で自立した生活を送ることが容易ではないこと等が指摘されている（国連薬物・犯罪事務所 website）。これらは決して発展途上国のみの問題ではなく、統計を見る限り、我が国の女性犯罪者や非行少年も、過去の被害体験の多さ、事案への関与の在り



方、社会での自立した生活における困難性等の意味において、社会的に脆弱な対象群として十分な考慮に値する。

#### 4.2. 外国政府や国際的な NGO の動き

はじめに、米国の少年・家庭裁判所の判事による委員会 (National Council of Juvenile and Family Court Judge) が、児童のトラウマティックストレスネットワークと米国司法省少年司法及び非行防止事務所と連名で発刊している「全ての少年裁判所の判事が知っておくべきトラウマと非行に関する 10 のこと (Ten Things Every Juvenile Court Judge Should Know About Trauma and Delinquency)」を取り上げたい。

Buffington, Dierkhising & Marsh がまとめたこのレポートは、非行のある少年や少年司法制度に係属する者の中には、深刻な逆境又はトラウマ体験を有するものが多いという事実を受けて作成されたものであり、少年非行とトラウマに関する事項を包括的に網羅しているのみでなく、少年司法関係者に対応方策を示すものとなっている。トラウマに焦点を当てた認知行動療法 (Trauma-Focused Cognitive Behavioral Therapy) やサンクチュアリ・モデル (Sanctuary Model) 等、これまでにエビデンスが認められた働き掛けについても紹介しており、対応を具体的にイメージできる構成となっている (Buffington, et al., 2010)。ミクロの視点のみでなく、制度設計の在り方についての提言がなされている点も興味深く、冊子が作られたのは米国であるが、その内容としては、国や地域を問わず参考にできるところも一つの重要な点である。なお、本レポートが掲げる 10 のポイントを以下に引用する。

1. トラウマ体験は、その人の人生、安全又はより良く生きることに脅威を与える出来事である。
2. 幼少時代のトラウマは、PTSD を引き起こすことがある。

3. トラウマは、児童の成長発達や健康に影響を与え、その影響は生涯に及ぶ。
4. 複雑性トラウマは、非行のリスクと関連している。
5. トラウマにさらされることと非行、そして学業面での困難は関連している。
6. トラウマのアセスメントは、誤った診断を減らし、望ましい結果を促し、資源を最大化する。
7. 幼少期のトラウマ経験を抱える若者を支援するための、効果的な精神保健的介入 (処遇) が存在する。
8. 効果的な家族の関与についての切実なニーズがある。
9. 若者は、回復力を持っている。
10. 次のステップとして：少年司法制度は、全ての段階においてトラウマインフォームドである必要がある。

(Buffington, et al., 2010 : 3-12) (邦訳は筆者)

次に、女性の非行少年や犯罪者に特化した取組として、2018年に英国法務省がまとめた総合的な対策に注目したい。「Female Offender Strategy (女性犯罪者への対策)」と呼ばれる英国全体を対象とした施策であり、レポートの冒頭から、およそ 60% の女性犯罪者が、家庭内での被虐待体験を有しているといった記載が認められ、司法のシステムがトラウマに配慮したものであるべきことや、トラウマと犯罪・非行に関する職員育成についても詳しく記載されており (Ministry of Justice UK, 2018)、ここでも、まずは犯罪者や非行少年に関わる職員や組織がトラウマインフォームドなものであることの重要性が強調されている。

さらに、これは政府機関が作成・発刊したものではないが、英国に本部を置く NGO のペナル・リフォーム・インターナショナル (Penal Reform International) が、タイ法務研究所 (Thailand Institute of Justice) と共同で毎年世界に向けて作成・発行しているグローバル・プリズン・トレ



ンド (Global Prison Trends) では、2020年に刊行された最新号の特集として、前述の国連規則である東京ルールズと深く関連する「施設収容に代わる措置 (非拘禁措置)」を取り上げており、女性、児童、社会から疎外されている社会的に脆弱な人々に寄り添う必要性を強調している。また、女性については、犯罪や非行への関与が主導的ではなく従属的な場合が多いという点への指摘がなされ、女性や子ども等、犯罪の背景に社会的な脆弱性が認められる対象群には、必要なサービスや医療・保健ケアが提供されるべきであることに加え、それらの対象者を刑務所や少年院等に収容するよりも、社会内における支援や保護観察による指導・監督でカバーすべきこと等が提案されている (Penal Reform International, 2020)。

#### 4.3. ト라우マと非行・犯罪に関する海外の研究等

前述したもののほか、海外では個人のレベルでも多くの研究がなされており、一部ではあるが、近年発表された研究論文の中から、本稿のテーマに関連するものを取り上げたい。

##### 4.3.1. ト라우マと非行・犯罪に関する研究

はじめに、米国フロリダ州の少年矯正を舞台とした研究に注目する。Perez, Jennings & Baglivio は、2007年から2012年までの64,329件の少年矯正に関するデータを用いて、幼少期の逆境体験 (Adverse Childhood Experiences, 以下「ACEs」) と深刻、暴力的でかつ繰り返される非行 (Serious, Violent and Chronic Delinquency) との関連について調査したところ、ACEsが、社会不適応につながる特性である攻撃性と衝動性と関連していることに加え、青少年期の問題行動 (仲間による逸脱行動の模倣、修学困難、物質依存及び精神障害) とも関連していることを明らかにしている。この調査では、ACEsの把握に当たり、①心理的虐待、②身体的虐待、③性的虐待、④心理的なネグレクト、⑤身体的なネグレクト、⑥家庭内暴力

の目撃、⑦家庭内の物質依存の存在、⑧家庭内の精神障害を抱える人の存在、⑨家族の受刑又は拘禁施設への収容の9項目について、その該当の有無を測定している。また、Perezらは、調査の結果を踏まえた今後の方策として、ACEsへの早期介入の重要性を述べるとともに、保護者のケアや、支援者を対象とした保護者や家族への介入に関する訓練に加え、家庭訪問プログラム等により、ACEsを予防することの重要性を示している (Perez, et al., 2018)。

次の2つは、成人の犯罪者や刑務所受刑者を対象とした調査研究であるが、ACEsと犯罪の関連を示すものであることから取り上げる。ACEsと犯罪の関係を探る動きは、暴力的過激主義にも及んでおり、Simi, Sporer & Bubolzは、44人の白人至上主義者を対象としたインタビュー調査 (Life-history interview) を行い、過激暴力主義者における幼少期のリスクファクターについて分析している。その結果、不安定かつ逆境的な状況は、元過激暴力主義者にとっての幼少期のリスクファクターとして重要であることが明らかとなった。この発見により、Simiらは、これまでの研究等で認識されていた、ギャングや犯罪行為を代々繰り返すといった典型的な背景を持つ者の多様な集まりとみなされていた暴力的過激主義者が、実際はより複雑な背景事情を抱えていることを示すに至っている (Simi, et al., 2016)。

また、女性犯罪者におけるACEsの影響も研究の対象となっており、Pflugradt, Allen & Zintsmasterは、女性犯罪者のうち、殺人と性加害を2つのグループに分けた上で、それぞれのACEs値に関する比較研究を行っている。殺人は28人が分析対象で、性加害は47人である。分析の結果、殺人加害者の方が、性加害に及んだ者よりも、より早期にACEsにさらされていることが明らかになっている。また、両対象群に共通するACEsは、性虐待の被害、両親の離婚、家庭内における暴力及び家族の受刑であることも分かっている (Pflugradt, et al., 2018)。

表2 職員によるトラウマインフォームドとそうでない振る舞いの比較

トラウマインフォームドな振る舞い／行動	そうでない振る舞い／行動
始業や終業時に「こんにちは」や「さようなら」といった言葉を掛けること	何の挨拶もせずに、ユニット（寮舎）にいる人々の前に来たり、立ち去ること
静かに動き、個々を尊重しながら、どこに行くべきかを伝えること	「昼食」や「投薬」などの大声を上げること
「お話をしましょう」、「助けてくれる人を探しましょう」、「何かお手伝いをしましょうか?」といった言葉遣いをする	「机から離れろ」などの人を見下し、懲罰的な言葉遣いをする
対象者を名前で呼ぶこと（「スミスさん」など）	個々に対し、受刑者の称番号や苗字のみを呼ぶこと

Kubiak, et al. (2017) の共同執筆者 Covington 作成の表を引用し、筆者が邦訳

以上、ここ数年で公表された海外の研究に着目したが、どの研究結果も、ACEs がその後の生活に与える影響の大きさを強調するとともに、対応策としては、早期介入により ACEs そのものを防止することの重要性や、ACEs と非行・犯罪との関連に注目すべきことなどが示されている。

#### 4.3.2. トラウマに配慮した働き掛けや施設環境に関する論考

国際社会の動きを扱う最後のパートとして、トラウマに配慮した働き掛け（いわゆるトラウマインフォームドケア）やその環境作りに関する研究に焦点を当てる。Miller & Najavits (2012) は、矯正分野におけるトラウマインフォームドケアに関する論文において、働き掛けを行う上でのジェンダーとトラウマの重要性を指摘するとともに、性別ごとに認められる主な特徴をまとめている。いくつか例示すると、男性では、暴力の目撃が主なトラウマ要因であり、それらの影響が、暴力、物質依存、犯罪及び過覚醒といった外部に表出する傾向として顕れるとし、女性では、主なトラウマ要因を幼少期の性的虐待とし、それらの影響が、自傷、摂食障害、依存及び回避といった自らの内に向く傾向につながるとしている。

また、Kubiak, Covington & Hillier (2017) は、矯正施設におけるトラウマインフォームドケアについて、その核となる考え方を、安全、信頼、選択、連携、激励等と強調した上で、この働き掛け

を浸透させるための職員育成に関し、トラウマインフォームドな振る舞いについて、矯正施設の職員に望まれる勤務姿勢について、具体例と共に説明している。

表2にあるトラウマインフォームドな振る舞いや行動は、一見常識的なことのようにも思われるが、少年院や刑務所等で勤務してきた者の観点からは、仮に「トラウマインフォームドでない」振る舞いや行動が定着している施設環境を想定した場合、このような職員の意識の変化や行動変容を促すためには、相当な努力と工夫が必要となる。

少年や受刑者に安心・安全な環境を提供するためには、職員自身が安心・安全を感じる必要があるところ、矯正施設では、少年や受刑者等の被収容者による不適切な振る舞いや暴行等により負傷する職員も日常的に多数存在しており、施設の保安体制によっては、常に細心の注意と警戒を怠らないよう留意して勤務を行っている。しかしながら、その難しさを十分考慮した上でも、トラウマインフォームドな施設環境を構築していくことの重要性は依然として強く認められることから、ここでは上の表を引用している。

なお、Kubiak らは、同じ論文でトラウマに特化した具体的な処遇又は治療についても触れており、具体的に紹介されているプログラム名としては、安全の模索 (Seeking Safety)、女性の回復支援 (Helping Women Recover)、トラウマを超えて (Beyond Trauma)、暴力を超えて (Beyond

Violence), ト라우マに即した, 回復に向けた集団指導及び治療 (The Trauma Adaptive Recovery Group Education and Therapy (TARGET)) 等が挙げられている。

## 5. 日本の少年院で行われていること

ここでは, 我が国の少年院における働き掛けに焦点を当て, 矯正教育の基本的な構造からトラウマに関連する取組まで網羅したい。

### 5.1. 少年院における矯正教育と社会復帰支援

2015年6月に, 矯正教育や社会復帰支援の根拠となる現行の少年院法が施行され, 少年院の教育・支援は新たな段階を迎えている。非行のある者を一定期間収容し, 健全育成や円滑な社会復帰に資する働き掛けを行うという点は過去の運用と変わらないが, 薬物依存, 暴力団, 性加害, 暴力, 交友関係, そして非行の被害者に関する問題等, 個々の少年が抱える特定の課題に対する指導が体系化されるとともに, 保護者との協働や少年院を出た後の者に対する支援体制も充実した。また, 過去に少年院で起きた職員による少年への暴行等の不適切な処遇の撲滅を図るために, 各少年院を定期的に訪問し, 第三者の視点で少年たちとの面接等を行う視察委員会の制度が設けられ, 少年たちは, 少年院の職員を介さずに, 直接視察委員に意見を伝達することが可能となった。それにより, 少年の人権や安全を保障する体制が強化されたといえる。少年院法とその下位規程となる法務省令は, その全文がインターネットで閲覧できることに加え, 少年院の運営や処遇上重要な規程(法務大臣訓令及び法務省矯正局長通達が中心)は, 法務省の website で公開されている。

ここで矯正教育の内容について詳述することは避けるが, 全国の少年院では, それぞれの立地や特徴を生かした基本的な教育カリキュラムを定めており, 家庭裁判所から少年院送致を言い渡された少年たちは, その非行性や矯正教育の期間等を

十分考慮した上で, 最も適した少年院に送られる。少年院への入院後は, 非行の内容や個々の課題に応じた個人別の矯正教育計画が策定され, 保護者や社会復帰後の支援を主に担うこととなる保護観察官等とも協働しながら様々な働き掛けが行われている。

近年は, 少年の社会復帰を促すとともに, 再犯・再非行による再被害を防ぐためにも, 施設内から社会内処遇へのつなぎや地域社会との協働が特に注目されており, 処遇の幅が広がっている。これらの動きの土台となっているのが, 2016年の12月に成立・施行した「再犯の防止等の推進に関する法律」と, 同法律に基づいて2017年に閣議決定された「再犯防止推進計画」であり, 社会との協働や民間支援者との連携が強化されるとともに, 社会復帰支援に向けた地方自治体とのつながりも強まっている(法務省 website)。

### 5.2. 個々の内面に目を向けた働き掛け

矯正教育における特別なプログラムとして, 「トラウマ」のみに特化した働き掛けは行われていないが, 少年たちは, 個別の担当教官, 少年院の心理・医療スタッフ, ボランティアで施設を訪問して少年たちと面接等を行う篤志面接委員や, かつて留岡幸助もその役割を担っていた宗教家である教誨師等の民間協力者とのやり取りにより, 自らの葛藤や問題等と向き合い, ときにはトラウマや逆境体験についての相談も行いながら成長していく。安心・安全な環境は, 少年院が提供すべきものとしては最も基本的なものの一つであり, 児童の発達や精神保健的な観点からも, その重要性は強調されている。

また, 保護者との間で根深い葛藤を抱えた少年が, 手紙や面会でのやり取りを通じて, 関係を改善するに至った例は数多く存在する。保護者との関係改善に向けた働き掛けは, 少年院では特に留意する部分であり, 少年院での生活や教育内容に関する説明会の実施や保護者との面談はもちろんのこと, 家族関係や家族への思いを深めるための

少年への働き掛けも並行して実施している。内観療法とロールレタリングがその代表的なものといえる。

内観療法は、日本発の心理療法の一つとして現在でも広い分野で認識されているが、保護者との過去の出来事や受けた恩等に思いを巡らせる内観を行うことで、保護者への感謝や前向きな思いが深まる少年は多い。しかしながら、それが全ての少年にとってプラスに働くわけではなく、被虐待体験に代表されるように、保護者への葛藤や心の傷を抱えている少年に対する実施は、事前に予想される負の影響への十分な検討が必須といえる。また、ロールレタリング（少年院では、「役割交換書簡法」ともいう）と呼ばれる取組は、少年院の矯正教育から生まれたアプローチであり、現在は、分野を超えて学会や研究会が開かれるまでになっている。手法は極めてシンプルであり、特定の相手を対象とした手紙の往復書簡を、職員のサポートを得ながら少年が一人で言う取組である。つまり、特定の相手に対する自身の思いを手紙として書いた後、その手紙を実際に投函又は発送することなく保管し、今度は少年自身はその相手の立場に立ち、当初の手紙を書いた少年自身への返信を綴るという流れとなる。少年院においてロールレタリングが用いられる場面は様々であるが、手紙の相手が保護者の場合や、自らの非行の被害者等である場合が一般的である。もちろん、その他の状況を想定しても十分に活用することの可能な手法である。

補足として、筆者は、2019年にタイ王国の公的機関（タイ法務研究所）が主催した研修において、外部講師としてASEAN諸国の刑務所で勤務する多数の刑務所幹部やソーシャルワーカーに対する講義を行う機会を得た。その際、日本の少年院で生まれ、発展した取組としてロールレタリングを紹介し、その場で全参加者を対象とした演習を行ったが、実施後に複数の参加者から、多くの気付きがあった。ぜひ自分の国の刑務所でも被収容者に実施したい、というコメントが寄せられ

た。筆者としては、その反応に驚くとともに、日本の矯正教育に端を発するロールレタリングの意義が、国を超えて伝わったことに大きな喜びを感じた。

### 5.3. 女子在院者の特性に応じた処遇

現在少年院では、過去の統計からも、被害体験や被虐待体験を有する割合が高い女子在院者を対象とした処遇プログラムが全国で実施されている。その経緯は、少年司法の対象者としては圧倒的多数を占める男子とは異なる、女子の特性に応じた働き掛けの必要性が以前から指摘されてきたところ、2013年度に同プログラムの検討会が東京で開催され、外部の専門家も招いた関係者による集中的な議論がなされた。その後、2014年度と同プログラムの試行を経て、現在では女子を収容する全ての少年院で導入・実施されている。

このプログラムは、全ての在院者に行う共通プログラムと、特定の課題が認められる者に提供される特別プログラムの2つに分かれており、共通プログラムでは「アサーション」と「マインドフルネス」を扱い、特別プログラムでは、「自傷」、「摂食障害」、そして「性問題行動」を扱っている。アサーションは、適切な形で自己主張を行い、円滑な対人関係を構築できるようになることが大きな目的であり、マインドフルネス指導は、自らの状態をありのまま受け入れることにより、心身のバランスを保てるようになることを目指すものである（鬼頭、2014；影山、2015）。

女子を収容する少年院である香川県の丸亀少女の家で施設長を務める藤原尚子は、このプログラムの意義について、女子在院者の非行や問題行動の背景にある過去の傷付き体験に対処することの重要性に言及している。また、女子在院者に認められる特徴として、薬物依存、自傷、そして性問題行動等の故意に自らを傷つける行為によりつらさを緩和させ、過去の傷から目を背けようとする傾向を指摘している（藤原、2019）。その意味では、このプログラムは、女子在院者の抱えるトラウマ



や過去の被害体験等の影響にも対処するものということができる。現在、プログラムの効果検証作業も行われていることから、今後の分析やその結果を踏まえた更なる充実に期待したい。

このプログラムのうち、特にマインドフルネスについては、女子在院者への取組状況も踏まえ、最近では男子を収容する少年院でも広く実施されるようになっており、少年院における日課の一部として、また、特定の指導の効果をより高めるための補助的な取組としても注目されている。少年院におけるマインドフルネスは、その効果等に関する研究が日本でも行われている。池埜聡(2016)は、マインドフルネスに関する多角的な研究の一環として、少年矯正施設におけるマインドフルネスの実証研究のレビューを行っており、その結果、プログラム効果の一般化を論じるには、これまでに積み上げられた研究のサンプルサイズが少ないこと、効果測定に関するマインドフルネス以外の働き掛けとの切り分けの難しさに加え、プライバシーの保護や保安・警備の要素とマインドフルネスの兼ね合いにも言及している。特に最後の保安面とマインドフルネスのバランスについては、池埜による、少年院の機能や社会的な役割への深い理解に基づく指摘といえる。

また、吉村仁は、自身が関与した女子を収容する少年院に特化したマインドフルネスの研究を行っている。吉村(2016)は、ある少年院の女子在院者79人に対して実施した約9ヶ月間のマインドフルネス瞑想に基づくプログラムの質的研究を行い、矯正施設における生活の規則性や制度に沿ったプログラムの構造を確保することにより、施設の持つ強い枠組みが、長期間のマインドフルネス実習を可能にすると述べている。また、毎日の瞑想で得たものを、施設の日常に即して生かすことのできる、矯正施設が保安・教育上の理由等から必然的に持つ特徴を、新たな発想で肯定的に評価している。

さらに、河崎麻希は、丸亀少女の家における同指導の担当者として、質問紙を用いてマインドフ

ルネスの効果を分析しており、同少年院で2017年から実施しているマインドフルネスヨガによる少年の変化を測定している。河崎(2018)は、マインドフルネスヨガの授業前後における少年の気持ちの変化を分析し、「リラックスした気持ち」と「元気な気持ち」が、指導実施後に高まることを明らかにした。この分析の対象者数は14人と限られているが、指導の実施施設が独自に行った効果測定として大きな意味を持つといえる。

#### 5.4. 発達上の課題を有する在院者への働き掛け

少年による非行は、発達の観点から、「二次障害としての非行」という指摘がなされることがある(定本, 2011)。これは、発達の課題を抱える児童や少年が、学校や社会の中でいじめや他者からの暴力等の困難と直面することで、それらの負の影響が個々の発達特性とも相まって、結果として非行に至る場合があるという文脈で用いられる。発達の課題に加えて、非行という意味でも、社会への適応を困難にしてしまう状態を表している。

発達上の課題が認められる少年院在院者への働き掛けの在り方は、過去にも議論の対象となっている。少年院の取組に直接的な影響を与えたのは、現行の少年院法や少年鑑別所法の骨格を形作ることもなった、2010年の1月から12月にかけて全15回開催された「少年矯正を考える有識者会議」であり、同会議の最終報告(提言)では、在院者の中に一定程度認められる発達の課題を有する在院者への働き掛けを充実する必要性が示されている。この指摘も踏まえ、法務省矯正局は、2016年に、「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を策定し、個々の特性を踏まえた働き掛けの在り方を始め、保護者や関係機関との連携方策をまとめている。被害体験を有する少年にとって重要な要素となる「安心安全な環境」は、このガイドラインにおいても一つの軸となっている。

## 6. トラウマに配慮した少年司法モデルとソーシャルワークの可能性

ここまでの整理や検討を踏まえ、少年院のみでなく、少年司法のシステム全体におけるトラウマに配慮した働き掛け（トラウマインフォームドケア）の在り方について、筆者の考えるモデルを次のとおりまとめた。

### 6.1. トラウマインフォームド少年司法モデルの概要

図5は、基本的に左から右に手続が流れるようにデザインしてあり、下段の枠外にある3点は、全ての過程に共通する重要な要素である。それぞれの領域には、留意すべき事項やトラウマインフォームドケアの推進に向けた動きを記載している。また、領域をまたぐ白枠の中には、双方の領域に共通した関わりや支援を記載している。

なお、このモデルには「保護処分としての児童自立支援施設送致」を含んでいない。児童自立支援施設は、家庭裁判所による保護処分の一つの選択肢であるため、厳密にいうと少年院と併記すべ

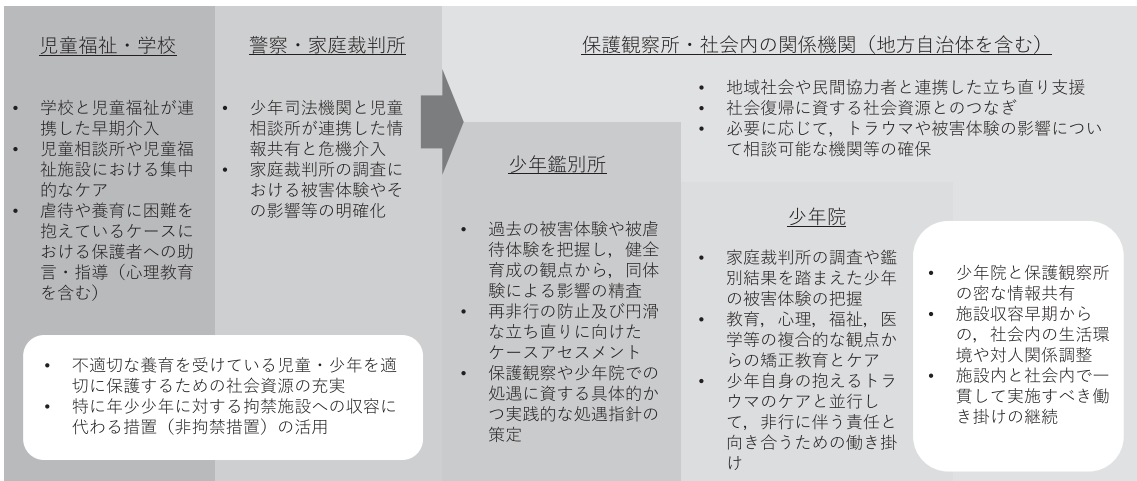
きものといえるが、児童相談所の措置（児童福祉法第27条関連）により児童が入所する場合があることと、本稿では主に少年院における働き掛けに焦点を当てていることから割愛している。

#### 6.1.1. 家庭裁判所の終局決定までの段階

図5からも分かるとおり、家庭裁判所の終局決定までの段階（矢印までの段階）は、少年司法手続の前半部分といえる。そして実際には、少年保護事件のほとんどが、少年鑑別所や少年院に収容されずに家庭裁判所までの手続を経て社会復帰することとなる。この段階では、児童福祉や学校等において、警察に至る前の早い段階で問題を把握し、保護者を含めた介入を行うことが一つの鍵といえる。例えば、東京都児童相談センター（児童相談所）では、「家族再統合のための援助事業」として、家族合同グループ心理療法や親グループカウンセリング等を実施している（東京都児童相談センターの website）。

その他、子ども家庭福祉の分野では、既に虐待等への対応に関する様々な取組がなされているところ、児童虐待を防止する上では、福祉、教育、

（筆者作成）



- 全ての過程を通じた非行少年のVulnerability（社会的な脆弱性）に配慮したトラウマインフォームドケア
- 安心で安全なシステムの構築に向けた「トラウマと少年非行」に関する職員の認識及び知見の向上
- 非行相談や保護者への助言等、「法務少年支援センター」としての少年鑑別所による地域援助を活用

図5 トラウマインフォームド少年司法のモデル

医療、警察等による連携の強化が強く求められている（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議，2018）。また，2017年に子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）は、「児童虐待に関する文献研究 非行と児童虐待」により，このテーマに関する児童福祉分野の実情や取組を総合的に網羅した研究報告を行っている。

### 6.1.2. 少年矯正施設（少年鑑別所と少年院）における働き掛け

児童の権利に関する条約や国連規則にもあり，少年司法制度では，身柄を拘束しないことの重要性は常に強調されるべきであるが，中には，児童・少年の最善の利益や健全育成の観点から，少年を社会から切り離す必要性が認められるケースも存在する。長く少年鑑別所の鑑別業務に携わっている中島靖典（2019）は，トラウマ体験を有する少年の鑑別に関し，「かわいそうな少年」であることを理由に処分を軽く判定することはなく，当該少年が「かわいそう」な現状から抜け出すために必要な場合は，少年院送致という厳しい判定をすることもある実情について述べている。

少年院や少年鑑別所では，24時間体制で少年たちを見守りながら，少年個々の特性に応じた働き掛けを行い，ときには保安や処遇上の厳しい対応をとる。少年たちにとっては，社会内とは比べものにならないほど自由を制限されることは明らかであるが，このような環境だからこそ意味を持つ働き掛けも存在するはずである。トラウマの観点からは，少年院の強固な枠組みに基づく安全・安心な環境は，トラウマ体験を抱える在院者に害を与えないものであることに加え，前述した海外の研究報告にもあり，トラウマに焦点を当てた認知行動療法等，エビデンスの認められるアプローチも複数存在している。また，施設内の環境や人的資源が整えば，教育，福祉，心理，医療等の専門職による多角的なアプローチを行うことも可能である。

加えて，少年院で留意すべき働き掛けとして強調したいのは，在院者の抱える過去の被害体験等に十分配慮しながらも，矯正教育としては，少年が非行の責任と向き合うことを促すべきことである。もちろん，非行への関与や成長段階等の要素も関係するが，この点は，本当の意味での社会復帰や立ち直りを考える上で，非常に重要な点といえる。

### 6.1.3. 施設内から社会内へのつなぎ

少年院から社会内への移行も極めて重要である。少年院を出る者のほとんどが仮退院であり，保護処分終了までの間は，保護観察官による社会内処遇（保護観察）を受けることとなる。そのため，特に少年院で社会復帰に向けた調整を重点的に行ったケースについては，必要な情報を少年院と保護観察所で共有する必要がある。少年院が直接行う出院者への支援としては，現行の少年院法の「退院者等からの相談（少年院法第146条関連）」に基づいて行われているが，この支援も，少年院と保護観察所の連携が必須となる。また，薬物依存や性非行のある者に加え，暴力に関連する課題を有する者等，再犯や再非行の防止に向けて，施設内から社会内への切れ目のない働き掛けや重点的な指導が必要となるケースも存在する。

## 6.2. トラウマインフォームド少年司法におけるソーシャルワーカーへの期待

このモデルからは，少年司法におけるソーシャルワークの重要性と今後の可能性を見出すことができる。一点目は，制度や実務の枠組み上生じることのある「支援の届かない場面や状況」に対処し，多様な社会資源間の橋渡し役となることのできるソーシャルワーカーへの期待である。児童福祉と警察や，家庭裁判所と少年矯正施設等，少年司法の手續として直接つながっている部分では，個々のケースへの対応に必要な情報は共有されており，例えば少年院では，家庭裁判所や少年鑑別所からの情報提供を受け，より適切な矯正教育の

実施に努めている。しかしながら、児童福祉施設（児童養護施設や児童自立支援施設）と少年院の間など、児童・少年を支える制度の流れとして直接的につながっていない組織同士や、時間の経過に伴い社会内の状況や支援システムが変化している際には、既存の情報のみでは十分な対応ができないこともある。このような場合には、ソーシャルワーカーの強みである地域のネットワークを生かすことや、関係機関（社会資源）との調整等の動きが大きな意味を持つ。

二点目は、ソーシャルワーカーの理念や倫理に基づく言動が促す少年司法の多様性である。少年司法制度は、非行のある少年の健全育成を促すことが大きな目的であるところ、矯正施設における収容を主な例として、必要に応じて少年の自由や権利を制限することがある。また、少年が施設の中で自らを傷付けようとする場合や、他者への暴行に及ぶおそれが認められる場合は、その状況を慎重に見極めた上で、実力を行使してそれらの行動を制止等することもある。さらに、少年院内での反則行為が認められ、教育的な観点から反省を促す必要がある場合には、謹慎を上限とする懲戒処分が法律で規定されている。これらの措置は、法令に基づき厳格な運用がなされているところだが、人権保障の観点からのチェックが常に必要となる。このような状況において、少年院内にソーシャルワーカーが所属しており、その少年の福祉や最善の利益等の観点から、十分な議論を保安業務に当たる職員と行うことで、職員集団の多様性が高まり、少年へのより適切な措置や処分の実施が期待できる。

これ以外にも、個々のソーシャルワーカーの経験や強みに応じて、トラウマインフォームドケアの更なる充実や、児童福祉に関する専門性を生かした対応の充実等、多くの可能性が挙げられる。ソーシャルワークの要素やソーシャルワーカーの専門性を踏まえたこの分野の更なる発展に強く期待したい。

## 7. おわりに

本稿では、トラウマと少年非行の現状、課題、取組等について、少年院の実践を軸として整理してきた。特に重要と感じる事項について、改めてここに列記する。

- ① 少年司法に係属する者のうち、特に少年院送致となる者には、高い割合で過去の被害体験や被虐待体験が認められること
- ② 過去の逆境体験や被虐待体験を含むトラウマは、少年の人生全体に影響を与え、非行や犯罪の要因となる場合があること
- ③ 司法に係属する者の多くが抱える被害体験等は、我が国に特化した傾向ではなく、諸外国でも同様に認められ、既に様々な支援が導入・推進されていること
- ④ トラウマに配慮した働き掛け（トラウマインフォームドケア）は、専門的な知見に基づく特定の治療・処遇プログラムのみを指すのではなく、トラウマに関する配慮が必要な児童・少年への関わりに加え、施設環境や職員の育成まで広く含むシステム全体に焦点を当てたものであること
- ⑤ 我が国の少年院では、個々の特性や課題に応じた細やかな働き掛けを行いながら、在院者の被害体験とも関連する処遇プログラムを実施していること

その他、トラウマインフォームド少年司法モデルやソーシャルワークの可能性についても検討した結果、ゼロから何かを生み出さなくとも、既存の制度や支援の枠組みを適切につなぎ合わせ、部分的に新たな視点を加えることにより、システム全体として、より望ましい働き掛けが実現する可能性を見出すことができた。

最後に、話をソーシャルワークに戻すと、我が国で「司法と福祉の連携」が広く議論されるようになったのは、刑務所内での障害を抱える多くの受刑者との関わりを踏まえて2006年に山本讓司が著した『累犯障害者』の影響が大きい。その後、



刑務所内の障害を有する受刑者の多さや社会復帰上の困難が社会の注目を集め、2009年には、高齢又は障害があることにより自立した生活が困難な刑務所出所者等を対象とする厚生労働省と法務省が連携した事業が、成人と少年を対象として全国で開始され、施設からコミュニティへの円滑な社会復帰を促すとともに、社会に戻った後の福祉的な支援へとつなぐ体制が構築された。

前述のとおり、少年院出院者のほとんどが「仮退院」として社会に戻り、保護処分が正式に終了するまでの間は保護観察を受けることとなる。それを前提に少年院では、入院後の早期から、保護者や保護観察官等の協力を得て社会復帰に向けた環境調整を行い、個々の少年にとって最も望ましい社会復帰の計画を立てている。この業務においても、ソーシャルワーカーの知見やネットワークは重要な役割を担っており、今では、なくてはならない存在となっていると言っても過言ではない。事実、矯正施設で勤務するソーシャルワーカーの数は、その需要を受けて年々増加傾向にある。

なお、ソーシャルワーカーの養成に目を向けると、我が国では、社会福祉士の国家試験の科目に「更生保護」が含まれるようになり、刑事司法や犯罪者処遇に関する知識や、非行や犯罪に至った人々の更生支援も、社会福祉士の資格を得る上で求められるようになってきている。これらの動きからも、今後も少年司法や犯罪者処遇の分野で、対象者の最善の利益のために、より多くのソーシャルワーカーが活躍する様子が想像できる。

近年、各種の犯罪・非行防止活動や立ち直り支援の充実と並行して、家庭裁判所が受理する少年保護事件の数も、少年院送致になる者の数も年々減少している。しかしながら、虐待の世代間連鎖や、少年時に非行歴のある者が成人した後も繰り返す犯罪は、依然として社会における深刻な問題である。本稿が、トラウマと少年非行を新たな視点で眺め、早期介入を含む少年司法の全過程におけるトラウマに配慮したアプローチの充実に資

するものになるとともに、少年司法の領域に、より多くのソーシャルワーカーが関与する一つのきっかけとなれば幸いである。

本稿の締め括りとして、これまで少年院や保護観察所で出会った全ての少年たちに感謝したい。様々な困難に直面しながらも前に進んでいこうとする少年たちとの出会いがなければ、このテーマに全身で向き合うことも、強い問題意識を持つこともなかった。少年たちの成長や立ち直りを支援する立場として関わりながらも、むしろ自分自身が多くの刺激と力を得ていたことに今改めて気付きながら、これからも、微力ながら支援を必要とする人々の応援を続けていきたい。

#### 参考文献

- Buffington, K.; Dierkhising, C. B. & Marsh, S. C. (2010) *Ten Things Every Juvenile Court Judge Should Know about Trauma and Delinquency*. National Council of Juvenile and Family Court Judges.
- 藤岡淳子 (2001) 『非行少年の加害と被害：非行心理臨床の現場から』誠心書房。
- 藤原尚子 (2019) 「女子少年院における被虐待経験を考慮に入れた処遇の現状と課題～トラウマインフォームドアプローチの実現に向けて～」『刑政』130 (11), 33-40.
- 羽間京子 (2017) 「少年院在院者の被虐待体験等の被害体験に関する調査について」『刑政』128 (4), 14-23.
- 法務省 (2019) 『平成30年矯正統計年報 (少年矯正統計調査)』  
(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250006&tstat=000001012846&cycle=7&year=20180&month=0&tclass1=000001012848>) 2020/7/17.
- 法務総合研究所 (2001) 『法務総合研究所研究部報告—児童虐待に関する研究— (第1報告)』  
([http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00043.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00043.html)) 2020/7/30.
- 法務総合研究所 (2019) 『令和元年版犯罪白書』  
(<http://haksyol.moj.go.jp/jp/66/nfm/mokuji.html>) 2020/7/17.
- 池埜聡 (2016) 「少年院矯正教育へのマインドフルネス導入をめぐる実践及び研究課題」『人間福

- 祉学研究』9 (1), 67-89.
- 児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議 (2018)「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000335930.pdf>) 2020/8/24.
- 若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html>) 2020/7/30.
- 持続可能な開発目標 (Sustainable Developmental Goals: SDGs) ([https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)) 2020/8/29.
- 影山英美 (2015)「女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの試行と課題への対応～汗と涙の「女子プロ」奮闘記～」『刑政』126 (11), 76-87.
- 河崎麻希 (2018)「丸亀少女の家におけるマインドフルネスの実施とその効果」日本矯正教育学会第54回大会発表論文集.
- 鬼頭真澄 (2014)「女子少年の特性に応じた処遇の在り方について～平成25年度処遇プログラム等充実検討会の概要～」『刑政』125 (11), 34-41. 国連薬物・犯罪事務所 (United Nations Office on Drugs and Crime) (<https://www.unodc.org>)
- Kubiak, S.; Covington, S. & Hillier, C. (2017) Trauma-Informed Corrections. In Springer, D. & Roberts, A. (editors). *Social Work in Juvenile and Criminal Justice Systems, 4th edition*. Charles C. Thomas.
- 松田美智子 (2001)「児童虐待について」『刑政』112 (11), 110-120.
- Miller, N. & Najavits, L.(2012) Creating trauma-informed correctional care: A balance of goals and environment. *European Journal of Psychotraumatology*.
- Ministry of Justice UK (2018) *Female Offender Strategy*. ([https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/719819/female-offender-strategy.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/719819/female-offender-strategy.pdf)) 2020/8/26.
- 森伸子 (2003)「家族からの被害経験を有する在院者の処遇に関する一考察」『刑政』114 (3), 26-36.
- 中島靖典 (2019)「鑑別における被虐待経験少年の特徴～「かわいそう」という感情論を超えて～」『刑政』130 (11), 41-46.
- 及川昭 (1966)「少年矯正の教育理論」『矯正研究』第3号, 67-75.
- 奥山真紀子 (2001)「子どもへの虐待が行動の問題へ発展する機序に関する考察」『法務総合研究所研究部報告—児童虐待に関する研究— (第1報告)』290-298.
- Penal Reform International (2020) *Global Prison Trends 2020*. (<https://www.penalreform.org/resource/global-prison-trends-2020/>)2020/8/26.
- Perez, N.; Jennings, W. & Baglivio, M. (2018) A path to serious, violent, chronic delinquency: the harmful aftermath of adverse childhood experiences. *Crime & Delinquency*, 64 (1), 3-25.
- Pflugradt, D.; Allen, B. & Zintsmaster, A. (2018) Adverse childhood experiences of violent female offenders: A comparison of homicide and sexual perpetrators. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 62 (8), 2312-2328.
- 定本ゆきこ (2011)「二次障害としての非行一診断することの意味—」『追手門学院大学地域支援心理研究センター紀要』第8号, 2-14.
- 再犯の防止等の推進に関する法律の施行について ([http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04\\_00049.html](http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00049.html)) 2020/8/29.
- 重松一義 (2001)『世界の監獄史』柏書房.
- Simi, P.; Sporer, K. & Bubolz, B. (2016) Narratives of childhood adversity and adolescent misconduct as precursors to violent extremism: A life-course criminological approach. *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 53 (4), 536-563.
- 少年院で適用される主な訓令・通達 ([http://www.moj.go.jp/kyouseil/syounenin\\_kunrei-tsuutatu\\_index.html](http://www.moj.go.jp/kyouseil/syounenin_kunrei-tsuutatu_index.html)) 2020/8/26.
- 少年矯正を考える有識者会議 (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06400003.html>) 2020/8/24.
- The Bangkok Rules (本文中に引用したコメントリーを含む) ([https://www.unodc.org/documents/justice-and-prison-reform/Bangkok\\_Rules\\_ENG\\_22032015.pdf](https://www.unodc.org/documents/justice-and-prison-reform/Bangkok_Rules_ENG_22032015.pdf)) 2020/8/29.
- 東京都児童相談センター「家族再統合のための援助事業」 (<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/>)

- smp/h/jicen/ji\_annai/jigyoku/enjo.html)  
2020/8/26.
- 留岡幸助 (1901)『家庭学校』(本稿では、1975年刊行の『明治宗教文学集(二)』筑摩書房より直接引用).
- 友田明美 (2016)「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 第7回ヒアリング及び意見交換」若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会.  
(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html>) 2020/7/30.
- 八木淳子 (2016)「青年期の発達と若年受刑者の実態 精神医学的観点から」若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会.  
(<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi06100055.html>) 2020/7/30.
- 吉田里日 (2002)「少年院在院者と被害体験」『刑政』113 (9), 50-60.
- 吉村仁 (2016)「女子少年院におけるマインドフルネスプログラムの効果およびリスクについての質的研究」『マインドフルネス研究』1 (1), 25-36.

# Trauma and Juvenile Delinquency: Social Work and Support for Rehabilitation and Social Reintegration of Juveniles Considering Their Vulnerability

Takuya Furuhashi

Professor

United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders (UNAFEI)

his paper focuses on “vulnerability” for the delinquent children and young offenders in the juvenile justice system because of their delinquencies or other reasons for child protection. The initial concept of this article is dealing with such juveniles as not the “bad, scary or troublesome population”, but the “young people who need intensive care and support from society for their sound development and well-being”.

The main contents are as follows; 1) current circumstances between trauma and the juvenile justice, 2) historical backgrounds of the juvenile corrections in Japan and support for their rehabilitation and social reintegration, 3) international regulations and standards such as the Convention of the Rights of Child and the Beijing Rules (United Nations Standard Minimum Rules for the Administration of Juvenile Justice), 4) recent studies and trends on the influence of adverse childhood experiences and the meanings of trauma-informed care, 5) practical approaches applying to the experience of child abuse and the individual traits for juveniles in correctional settings. As a summary, this paper suggests a model of trauma-informed care throughout the whole process of the juvenile justice system, as well as the possibilities of social work in this field.

---

**Key words:** juvenile delinquency, trauma and adverse childhood experience (ACE), vulnerability, correctional education and support for rehabilitation at juvenile training schools, trauma-informed care